

各指定訪問看護事業所 管理者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課
在宅サービスグループリーダー

看護体制強化加算の届出について

このことにつきまして、先般の集団指導の際に、現在加算を算定している事業所については平成30年4月以降「加算Ⅱ」に自動的に移行する旨を説明したところですが、3月23日に厚生労働省から発出された「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)」において、新たに届出を出す必要があると示されました。

つきましては、本加算について下記のとおりとすることとしましたので、大変お手数ですが、該当の事業所は届出いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、訪問看護事業所、医療機関のうち集団指導のご案内をお送りした事業所へ通知していることを申し添えます。

記

・看護体制強化加算の取扱いについて

現在看護体制強化加算を算定している事業所においても、新たな算出方法で計算したうえで改めて届出を行う。

算出の結果、新たに加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、その旨を届出る。

・参考：平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

問12 平成30年3月時点で看護体制強化加算を届出しているが、平成30年4月以降も看護体制強化加算を算定する場合については、実利用者の割合の算出方法が変更になったことから、新たに届出が必要となるのか。

(答)

貴見のとおりである。新たな算出方法で計算したうえで改めて届出する必要がある。なお、3月分を見込みとして届出を提出した後に、新たに加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、速やかにその旨を届出すること。

問い合わせ先：島根県高齢者福祉課
在宅サービスグループ
TEL：0852-22-6695
担当 矢野、福井